

○介護・障害福祉職員処遇改善事業費(新規)

(1) 目的

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員及び障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（常勤1.0人当たり月額平均9,000円の賃金引上げ相当額）引き上げるための措置を実施する。

(2) 事業概要

(単位：千円)

区分	介護	障害
対象期間	令和4年2月～9月 (10月以降は報酬改定により対応予定)	
実施主体	都道府県	
対象要件	指定介護サービス事業所及び指定介護保険施設のうち、処遇改善加算の対象サービス事業所	指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設等のうち、処遇改善加算の対象サービス事業所
補助額	サービス報酬総額 × サービス別交付率	
補助率	10 / 10	
R4当初	4,109,000千円	1,334,000千円
財源	国10 / 10	